

R6 年度 児童発達支援 自己評価結果

令和6年3月15日

事業所名：地域療育センターふれあいなかま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、改善が必要だと思われる点
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		
	②	職員の配置数は適切である	○		国が定めている配置基準を遵守し、単独療育ではマンツーマン対応を基本に支援を行っています。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		児童発達支援の居室が2階にあることから、階段などの危険回避のために、廊下に出ずに部屋同士移動ができるよう、環境を調整しています。 また、館内にはエレベーターや点字ブロック、身障者用トイレを整備しています。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		毎月行っている職員会議や随時必要に応じて、全職員で検討や振り返りを行っています。体調不良等により参加ができなかった職員に対しては、会議録等を使用し共有を図っています。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		荒尾市社会福協議会のホームページに掲載をしております。掲載をしたタイミングで、別途保護者の皆様にもお知らせをしていきたいと考えています。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	現在のところ第三者評価は取り入れておりません。

	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		子どもの特性に応じた事例検討会の開催や地域の保育園で取り組んでいるセラピーへの参加、新規採用職員の研修受講等、職員のスキルアップに努めました。
		適切に支援プログラムが作成、公表されているか	○		プログラムを策定し、荒尾市社会福祉協議会のホームページに掲載しました。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		子どもさん一人一人の発達段階や思い、保護者の思いを療育や面談を通して聞き取り、子どもさんの現状に応じた目標を立てることを心がけています。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		毎月打合せを行っており、その中で活動を協議し、月間活動を策定しています。
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		子どもの状況に応じて、活動内容に変化を加えながら実施しています。場合によっては、あえて同じ活動を繰り返し、達成感や反復することで理解を深めていくこともあります。子ども達が意欲をもって取り組み、達成感を味わえることを一番に活動を実施しています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	○		

	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎朝打合せを行っています。前回利用時の様子や近況を踏まえて、スケジュールの調整や支援について共有を実施しています。
	⑱	支援終了後には、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		電子記録システムを導入し、個別に日々の様子や支援内容について記入をしています。子どもの様子の変化や気になる点については、その都度共有・検討を行っています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		基本的に児童発達支援管理責任者が出席をしています。出席する際には、日々の打ち合わせや会議を通して、対象となる子どもの情報を共有しています。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		荒尾市自立支援懇談会子ども部会への参画と有明圏域障がい者と共に生きる協議会子ども部会への参加により行っています。
	㉓	併行利用や移行支援として、インクルージョン推進の観点から支援を行っている また、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		
関係機関や保護者と	㉔	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議や相談支援事業所の協力を得ながら、また、必要に応じて書面にて情報提供を行っています。
	㉕	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている	○		福祉課巡回心理士の定期的な情報共有、保育園・幼稚園との支援会議、就学に際しての学校への引き継ぎ、生活全体の困り感に対応するための行政各課との連携など、状況に応じて連携を図っています。

の 連 携	⑳	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○		現在ご利用の児童が保育所等との併用ですので、障がいのない子どもとともに活動する機会をもっておられます。未就園の方の利用があった際は、保護者のご希望も伺いながら、検討していきたいと考えています。
	㉑	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		有明圏域自立支援協議会(共に生きる協議会)への参加の他、荒尾市自立支援懇談会子ども部会の行う活動(保護者学習会)に参画しています。
	㉒	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		親子療育や単独療育時の連絡帳や送迎時に、療育での様子について伝えつつ、家庭や学校での状況についての聞き取りを行っています。様子に変化があった際は、面談等を通して共有を行うよう努めています。
	㉓	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		毎月実施している親子療育の中で、保護者懇談を行っています。約1時間を通して、子どもさんの状況についての共有や困りごと等について一緒に考える時間となっています。スタッフだけでなく、保護者同士での繋がりを深める場にもなるよう、気軽に話せる雰囲気づくりを大切にしています。
保 護 者 へ の 説 明 責 任 等	㉔	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に重要事項説明書、利用料金表を用いて説明を行っています。また、運営規程、重要事項説明書の掲示を通して、いつでも確認できる環境を整えています。
	㉕	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		
	㉖	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		相談があった際は、できる限り対面で話せるよう面談に繋げています。相談内容によっては、ご家族だけでなく学校や関係機関とも情報を共有し、支援の連携を図っています。

	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		事業所での直接支援や保護者支援だけでなく、保護者の方が立ち上げられた「なかママ会」での繋がりを持たれています。また、育成会や発達障がい児の親の会（スマイルハート）、スペシャルオリンピックスなど既存の団体の情報提供や、参加にあたっての事前連絡等の支援をしています。 保護者の方が集まれる機会を、今後も前向きに検討していきたいと思います。
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談があった場合は、迅速な対応を心がけています。必要に応じて相談支援事業所や保育所等にも連絡し、連携を図りながら対応を行っています。 また、保護者へは、契約時に重要事項説明書に記載されたセンター内の相談受付窓口、第三者委員や機関の連絡先について説明を行っています。
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		連絡事項については、毎月発行している予約表にお知らせを掲載しています。また、外出や行事を行う場合には、別途案内を配布しています。
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	○		荒尾市社会福祉協議会で作成した「個人情報保護規程」に基づき個人情報を管理しています。
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		子どもの状態を注意深く観察し、気持ちを汲み取れるよう、できる限り職員を配置しています。その中で、意思決定の支援として視覚化された選択肢を用意し、意思伝達の支援としてカードコミュニケーションを取り入れています。 また、保護者への説明や連絡の場合、必要に応じて相談員など伝達の手助けができる第三者に同席を依頼したり、口頭での説明のみでなく情報の見える化に配慮しています。
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		地域の福祉団体に居室の貸し出しを行っており、多くの方の出入りがあります。 それ以外で、福祉関係者以外の方との交流の機会が少ない現状があります。
非常時等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している		○	一部見直し中のマニュアルにつきましては、改めて策定後、保護者の方にお知らせするとともに、ご説明いたします。
	④②	業務継続計画（BCP）を策定し、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に２回、避難訓練を行っています。その中で水消火器を使用した消火体験等を取り入れています。 その他、感染症蔓延防止や風水害、地震などの災害に備えた BCP を策定し、九連を行っています。

④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		初回面談や個人台帳にて確認を行っています。子どもさんの状況については、常に確認をしながら変化があった際には保護者の方にお伝えしています。また、病院での指示等については、保護者を通して随時確認を行っています。
④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		同上
④⑤	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われている	○		
④⑥	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		事案が発生した際は、記録の作成と職員間での共有を行っています。また、内容によっては、センター全体での共有を図っています。
④⑦	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待等防止の観点から、子ども達が過ごす部屋に監視カメラを設置しています。また、ふれあい福祉センターで策定した「障がい者虐待防止～職員用ハンドブック～」 「身体拘束廃止に関する指針」を職員全員が確認した上で、年に2回センター全体での職員研修を行っています。
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		ふれあい福祉センターで策定した「身体拘束廃止に関する指針」において身体拘束の条件や対応について決定しています。また、定期的に事例検討を含めた研修を、他事業（生活介護）と合同で行っています。